

事務連絡
平成30年4月5日

京都水泳協会 登録団体 各位

京都水泳協会

2018年度(公財)日本水泳連盟団体・競技者登録手続きについて

標記の件について、下記(別紙)の通り案内させていただきます。

2018年度日本水泳連盟公式・公認競技会および京都水泳協会公式・公認競技会に出場する登録団体におかれましては、別紙の手順に沿って登録処理を行っていただきますようお願い致します。

記

○登録関係書類

2018年度競技者登録に関する書類

- | | |
|-------------------------|----------------|
| ◎ 2018年度競技者登録受付について | (説明文書) |
| ◎ 2018年度団体・競技者登録手続きについて | (説明文書) |
| ◎ 2018年度団体・競技者登録申請書 | (京都水泳協会 登録様式1) |
| ◎ 2018年度競技者登録申請書(代行入力用) | (〃 登録様式2) |

※登録書類は、全て京都水泳協会 HP に掲載しております。
適宜ダウンロードしてご利用下さい。

以 上

2018年度 競技者登録受付について

2018年4月5日

京都水泳協会

1 競技者登録方法について

2007年度より、インターネットを介した（公財）日本水泳連盟競技者登録・競技会エントリーシステム（通称「Web-SWMSYS」）を用いた競技者登録・競技会エントリーを行っており、システムも全体として安定した稼働状況にあります。スムーズな登録処理にご協力頂きましてありがとうございます。

平成30（2018）年度登録については、2012年12月および2017年2月のシステム更新に伴い、順に登録手続きを行わないと競技会にエントリーできなく、登録料が未納の場合は警告表示や利用停止等になる場合があることとなっております。例年通りのような処理を行わず、必ず別紙手順に従い処理を進めて下さい。手順通りの処理を行わないで問題が生じた場合の責任は負いかねますので、よろしくお願い致します。

2 基本登録

2018年度当初の基本登録期日については、以下の通りに行います。

2017年度の基本登録と同じ日程で受け付けを行います。その後は昨年度と同様、全て追加登録として随時登録申請を行って下さい。

なお、登録データ自体はWeb-SWMSYSによる登録ですが、別途提出書類はそれぞれ必要です。間違いのないようにして下さい。

○基本登録（団体・個人登録） 書類締切 2018年 5月18日（金）

・2018年度に公認大会に出場する団体、および2017年度からの個人継続登録者

<提出書類>

- | | | |
|--------------------|---------------------|----|
| ・2018年度団体・競技者登録申請書 | （京都水泳協会登録様式1） | 1部 |
| ・2018年度団体登録申請書 | （Web-SWMSYSで印刷したもの） | 1部 |
| ・2018年度競技者登録情報一覧表 | （Web-SWMSYSで印刷したもの） | 1部 |

様式1・各種申請書は全て1部提出ずつです。

<提出先>

〒601-8047
京都市南区東九条下殿田町70
京都府スポーツセンター内 京都水泳協会 事務局 競技者登録係 宛

宛先を間違えないように！！

書類提出締切日（基本登録分） 2018年 5月18日（金）午後3時到着分まで（必着のこと）

※ 一般郵送のみ受付します。書留は受付できません。

※ 5月19日以降の所属団体変更者・新規登録者は、追加登録として適宜登録・提出して下さい。

○登録費用について

登録料は、すべて振込とします（振込手数料は各自で負担下さい）。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| ・団体登録費 | 1団体 | 12,000円 |
| ・競技者登録費 | 1人1競技ごと | 1,500円 |

*郵便振替を利用して、以下に払い込んで下さい。

□座番号 00970-9-207916

□座名義 京都水泳協会

注意 払込料金は、単独で振り込みして下さい。

（必ず、大会参加申込金などとは別々に振り込んで下さい。）

振込納付締切日（基本登録分） 2018年 5月18日（水）

** 注意 **

通信欄に振込金の内訳、
団体番号・団体名を記載
してください！

※払込方法は別紙「払込取扱票の記入例」を参照の上、間違いのないようにして下さい。

○登録処理について

具体的な登録手続については、別紙「2018年度 団体・競技者登録について（処理手続内容一覧）」を参照の上、間違いのないよう、順番に処理をして下さい。

2018年度登録処理については、データ上は3月1日の翌年度一括更新処理より可能となりますが、可能な限り4月2日以降の本登録で処理をして下さい（**翌年度登録処理は、必要性がある場合のみ行うようお願いいたします。なお、翌年度登録処理を行っても、4月2日以降に本登録処理を行う必要があります。**）。

なお、データ入力は5月15日までにほぼ完了させておくことが望ましいです。

期限間際になってから登録できないとの連絡を受けましても、当協会としては処理できません。

必ず、余裕をもって処理を行って下さい。

○IDカードの再発行について

IDカードは、昨年度より初期登録内容をもとに、全員に自動的に発行されます。

入力ミス等によるIDカードの再発行については、有償対応となります。この場合、書類による申請とともに、別途メールによる連絡を行って下さい。

再発行・入力情報修正の場合、(公財)日本水泳連盟へ別途報告する必要があるためです。

送信先メールアドレス： kyotoswim●（全て半角で、スペースを除いて下さい ●には「@yahoo.co.jp」）

○その他

追加連絡は、全て京都水泳協会ホームページにて行います（書類発送は行いません）。

3 登録制度について（確認事項）

競技者登録費用区分の変更について（登録区分）

登録費用は、第1区分登録（中学校～大学、実業団）と第2区分登録（スイミング、任意団体など）でそれぞれ別々に納付することになっております。

このため、「高校」と「スイミング」、「(公認大会に出場する) 中学」と「水球クラブ」といった区分をまたいで登録については、それぞれ登録費用が生じます。

例) A 高校在籍で、B 水球クラブにも所属している高校生Cが、それぞれ水球競技にて登録する場合
→ 登録区分が1競技であっても、高校・水球クラブのそれぞれの登録料が必要になります。

なお、中学校として中体連主催大会（中学府下・近畿・全中）にのみ出場する場合は、中学校（第1区分）における登録費用は発生しません（上記大会以外の全ての公認大会への出場には、団体有償登録および個人有償登録が必要となります。）。

競技者登録費用区分の変更について（競技区分）

競技者一人であっても、競技種目ごとによる費用負担となっております。（以前は同一団体内における競技者一人に対する登録料というシステムでしたが、現在はそうではありません。）

「競泳」と「水球」、「競泳」と「シンクロ」、「水球」と「日本泳法」といった、競技をまたいで登録については、それぞれの競技種目で定める登録費用が生じます。

例) D 高校在籍の高校生Eさんが、競泳・水球の両競技区分に登録する場合

→ 登録先が1カ所であっても、競泳・水球のそれぞれの登録料が必要になります。

※ここでの競技種目とは、「競泳・飛込・水球・シンクロ・日本泳法」の意味です。

※OWSのみ、競技の普及目的から登録料は徴収しておりません。ただし、OWS以外の5競技種目に登録していることが必要となります（OWSのみの登録は出来ません）。

IDカード発行について

Web-SWMSYSに登録された競技者データをもとに、有償競技者全員に対してIDカードを作成し、京都水泳協会を通じて交付されます。入力間違いによるデータは、IDカードにそのまま反映されてしまいます。入力ミスの場合は再発行を行う必要があります。この際、登録団体の負担となりますので、入力にあたっては間違いのないように、細心の注意をはらって下さい。

なお、京都水泳協会は、入力ミスによる責任は一切負いません。

※有料再発行の場合、入金確認後にIDカードを交付します。

※小・中体連主催大会のみ出場する無償登録者には、IDカードは発行されません。

4 追加登録

基本登録後に登録する必要のある選手は、追加登録になります。競技日程に合わせて余裕をもって登録手続きをしてください。

○追加登録について

基本登録と同様に、Web-SWMSYS による競技者登録を各登録団体で行います。

データ登録は随時受け付けますが、書類上は1ヶ月単位での受付とします。前月16日以降、当月15日までに登録した登録者の氏名と追加登録人数を必要書類に記載し、下記提出先へ当月16日から20日の間に郵送して下さい（必着のこと）。

登録料については、追加登録人数分を当月20日までに振込んで下さい。なお、必要金額が不足している場合などは、後日協会事務局より通知を行います。登録料納入を含めた最終確認をもって協会としての正式な登録受付とします。

（書類提出・登録料納入締切＝毎月20日）

○競技者登録までの流れ

- Web-SWMSYS による登録（日水連 ID の付与）（登録団体→日本水泳連盟）

※ 仮登録ののち、間違いがなければ本登録も済ませて下さい。



前月16日～当月15日の登録者について

- 追加登録書類の提出<当月20日まで>（登録団体→京都水泳協会）
- 登録料の納入 <当月20日まで>（登録団体→京都水泳協会）



- 登録料納入金額の通知（不足分がある場合）（京都水泳協会→登録団体）



- 正式受付（登録完了）

※ 京都水泳協会の登録料納入確認をもって、正式な登録受付として扱います。

※ 登録料の納入がない場合は、当該競技者の登録抹消を行います。

また、悪質な場合は登録団体の Web-SWMSYS 利用停止や登録者全体の競技会出場停止などの処分を行います。

日水連では、Web-SWMSYS にて登録された時点で競技者登録を受け付けたものとして扱われますが、本登録と同時に登録費用も発生します。

登録費用は、京都水泳協会が受付確認を行った競技者について日本水泳連盟へ納入します。この際、データ上の登録者数と実際の納入金額に差異がないようにする必要があります。

このため、従来と同様、書類による提出で登録者数を把握、データ上との照合を行います。

○追加登録の提出書類等

以下の3点となります。

様式1・各種申請書は全て1部提出ずつです。

- 2018年度団体・競技者登録申請書（京都水泳協会登録様式1） 1部
 - 2018年度団体登録申請書（Web-SWMSYS で印刷したもの） 1部
 - 2018年度競技者登録情報一覧表（Web-SWMSYS で印刷したもの） 1部
- ※追加申請した差分一覧（追加登録した人のみ表示される一覧）を印刷して提出して下さい。

※Web-SWMSYS から印刷するものは、追加登録者分（追加申請した差分一覧）を選択して印刷・提出して下さい。

○追加登録書類の提出先（書類）

〒601-8047

京都市南区東九条下殿田町70

京都府スポーツセンター内

京都水泳協会 事務局 競技者登録係 宛

宛先を間違えないように！！

○受付期間

追加登録受付期間 5月19日（6月度）～ 2月15日（2月度）（毎月20日締切）

5 団体の新規登録について

本年度、新たに団体を登録したい場合は、以下のメールアドレスにまでお知らせをして下さい。
登録手順について、お知らせ致します。

○登録手順

- ①新規登録を行いたい団体の責任者又は担当者が、以下のメールアドレスに連絡する。
※団体番号を割り振り、Web-SWMSYS に初期登録を行うためです。
※内容は、団体・競技者登録申請書（京都水泳協会登録様式1）の記載内容になります。
- ②折返し、設定した登録団体番号、ID・パスワードを連絡します。
- ③通知された内容で、団体登録、競技者登録を行います。
- ④登録した内容について、「団体・競技者登録申請書」に必要事項を記入して提出します。
登録費用の振り込みもを行います。
- ⑤登録書類を協会事務局まで郵送します。

○連絡先メールアドレス

送信先メールアドレス： kyotoswim● （全て半角で、スペースを除いて下さい ●には「@yahoo.co.jp」）

○提出書類

- ・ 2018年度団体・競技者登録申請書（京都水泳協会登録様式1） 1部
※本書類を忘れる団体が多くあります。提出漏れのないよう、十分留意してください。
- ・ 2018年度団体登録申請書（Web-SWMSYS で印刷したもの） 1部
- ・ 2018年度競技者登録情報一覧表（Web-SWMSYS で印刷したもの） 1部

○代行入力について

Web-SWMSYS の入力ができないなどの場合、代行入力を受け付けます。

なお、この場合は「日本水泳連盟競技者登録 申請書（競技者登録代行入力依頼書）」（京都水泳協会登録様式2）に記入の上、以下まで郵送して下さい。

この場合、代行手数料として1名につき1,000円が別途必要になります。

※代行入力の場合でも、登録団体番号が必要になります。事前に、上記メールアドレスでお問い合わせ下さい。

○追加登録書類の提出先（書類）

〒601-8047

京都市南区東九条下殿田町70

京都府スポーツセンター内

京都水泳協会 事務局 競技者登録係 宛